

2021年（令和3年）10月1日

法務省民事局参事官室 御中

大阪弁護士会
会長 田中 宏

民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する追加試案に関する意見募集について

去る2021年（令和3年）8月10日に公示された、民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する追加試案に関する意見募集について、別紙のとおり当会の意見書を提出いたしますので、よろしくお取り計らいください。

以上

「民事訴訟法（ＩＴ化関係）等の改正に関する追加試案」に対する大阪弁護士会意見書

はじめに

民事訴訟法においては、従来、DV被害者、犯罪被害者、反社会的団体との紛争を抱える住民など生命・身体等の安全を脅かされる者に対する配慮は十分ではなく、これらの者の訴訟手続における生命・身体の安全は、多くは実務の運用・工夫に委ねられていた。しかしながら、これらの者が損害賠償請求権等を安心して行使するためには、本来はそのための制度的保障が必要であり、憲法32条が保障する裁判を受ける権利の実質化という観点からも、法律により秘匿措置が定められる意義は大きい。

しかしながら、他方で、民事訴訟は、国家が私人の権利を承認し、強制的に執行する権利を付与するものであり、そのことは手続保障により正当化される。相手方の主張内容や提出証拠に対して自らの主張を提出する権利は、公正な司法作用を維持するための大前提であり、憲法32条の保障するところである。「民事訴訟法（ＩＴ化関係）等の改正に関する追加試案」は、このような憲法の定める基本的人権の制約に関わる重大な内容を含んでいる。

したがって、民事訴訟一般を対象として、かかる情報秘匿規定を設けるにあたっては、保護されるべき法益と制約される権利との権衡はもちろん、事件類型を限定した特別立法の可能性、氏名の秘匿申立てが多数なされることが一般民事訴訟の審理に与える影響、訴訟上の真実発見への影響等を慎重に検討しなければならない。また、刑事訴訟は、一方当事者が検察官に限定されている、事案の範囲が犯罪行為に限定されている、公訴提起時から事案が特定されており、攻撃防御の対象も概ね明らかである、被害者は当事者ではなく証人等として扱われるなど、訴訟活動の内容・範囲において民事訴訟とは本質的に異なる部分があり、要件効果の検討にあたって、これと同視することはできない。

このように見ると、かかる立法にあたっては、民事訴訟法のみならず、保全・執行・家事等を含む民事手続全体の構造を踏まえた慎重な検討が必要であり、訴訟手続のＩＴ化とは関係のない事項であることからも、商事法務研究会での研究会の発足からわずか半年程度での中間試案の作成は、拙速であるといわざるを得ない。可能であれば、ＩＴ化関係の民事訴訟法要綱の作成後に改めて審議をすることを望む次第である。

以上の観点を踏まえ、当会は、以下のとおり意見を述べる。

第1 訴状における秘匿措置

訴状における秘匿措置として次のような規律を設けるものとする。

- 1 訴状中民事訴訟法（以下「法」という。）第133条第2項第1号に掲げる事項（原告に係るものに限る。2及び6において同じ。）が記載された部分が被告に閲覧されることにより、当該部分に記載された者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、原告の申立てにより、決定で、当該事項を原告以外の者に秘匿することができる。
 - 2 1の申立ては法第133条第2項第1号に掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項のみを記載した書面（4, 5及び第6において「原告表示書面」という。）を裁判所に提出してしなければならない。
 - 3 1の申立てに係る部分が氏名又は名称にわたるときは、法第133条第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、訴状に当該氏名又は当該名称に代わる呼称（以下この項及び第6において「原告代替呼称」という。）を記載しなければならない。裁判所は、原告が訴状に記載した原告代替呼称を相当でないと認めるときは、これと異なる他の原告代替呼称を定めることができる。
 - 4 1の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、原告以外の者は、原告表示書面の閲覧等をすることができない。
 - 5 1の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、原告以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等をすることができない。
 - (1) 原告表示書面
 - (2) 原告表示書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面その他の書面
 - 6 1の決定があったときは、訴状に法第133条第2項第1号に掲げる事項のうちその決定により特定される部分の記載がなくとも、その記載があるものとみなす。
- (注1) 本文1の社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることとの要件に代えて、生命・身体の安全が害されるおそれがあることを要件とする考え方がある。
- (注2) 本文1の原告及び法定代理人に加えて、これらの者の親族及び親族に類する者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある（身体の安全等が害されるおそれがある）場合にも、原告及び法定代理人の氏名等を秘匿する措置をとることができる規律を設ける考え方がある。
- (注3) 本文の規律に加えて、原告及び法定代理人を識別させることとなる情報（例えば、これらの者の電話番号やこれらの者の子の氏名などを指す。以下「識別情報」という。）及び原告及び法定代理人の識別情報を推知することができる情報（例えば、これらの者が通う病院名やこれらの者の子が通う学校名などを指す。以下「推知情報」という。）を相手方に秘匿したまま、それを請求原因事実として主張することができる規律を設ける考え方がある。

【意見】

1 総論（訴状における秘匿措置の規律の要否・是非）

訴状における秘匿措置の規律を設けることには反対しない。しかし、訴状の記載内容は、相手方当事者（被告）による攻撃防御活動の基本となるものであって、その内容が相手方当事者に対して秘匿された結果、相手方当事者の攻撃防御権が制限されることがあってはならず、限定的な範囲でのみ認められるべきである。

2 本文1及び注1について

本文1に反対する。秘匿措置の要件は注1記載の「生命・身体の安全が害されるおそれがあること」とすべきである。なお、名誉や財産に対する侵害も秘匿措置の要件に含めるべきであるとの意見もあった。

3 注2について

注2の考え方に対する反対する。秘匿措置は、原告又は法定代理人について、前項で述べた「身体の安全が害されるおそれがあること」との要件が満たされる場合にのみ認められるとすべきで、原告又は法定代理人の親族及び親族に類する者まで含むべきではない。

4 注3について

注3の考え方に対する反対する。秘匿措置は、法第133条第2項第1号に掲げる事項についてのみ認められるべきであり、識別情報や推知情報については認められるべきではない。

5 本文2乃至6について

いずれも賛成する。

6 その他

①秘匿措置の申出や職権による秘匿措置にかかる事件の管轄裁判所は、訴額が140万円以下の事件であっても、地方裁判所の管轄にすべきであるとの意見、②訴状以外の申立書（当事者参加の申出（法第47条等）、補助参加の申出（法第43条）、訴訟手続の受継申出（法第124条）など）などについても秘匿措置に関する検討を行うべきであるとの意見、③弁護士の利益相反の有無の確認のための措置を検討するべきであるとの意見があつた。

【理由】

1 総論（秘匿措置の規律の要否・是非について）

（1）当事者の攻撃防御権の保障と秘匿措置の規律との関係性

一般に、法第133条第2項第1号に掲げる事項（氏名や住所等）、請求原因事実及

び当該事案の理解にとって重要な間接事実は、いずれも相手方当事者（被告）の攻撃防御活動に深く関わるものであり、原則として、相手方当事者への秘匿は許されない。当事者の氏名や住所等の情報を機に収集し得る関連情報は多岐にわたり、かつ、それらの関連情報が攻撃防御活動に資する場合が少なくない。例えば、氏名や住所が判明することで当該当事者の現状や言動、交友関係等が明らかとなり、訴訟の帰趨に実質的な影響を及ぼすということ（例えば、心身の不調を訴えている者の回復が明らかになる等）もある。

他方で、いわゆる DV 被害者や性犯罪被害者、暴力団関係者に対する訴訟提起などの場合には、相手方当事者に対して氏名や住所等が開示されることによって、再度の DV 被害や性犯罪被害、報復行為による被害等が生じるおそれがある。こうした懸念から、従前も「犯罪被害者等の権利行使」などの場合における氏名や住所等の秘匿については、最高裁判所事務総局民事局平成 17 年 11 月 8 日付事務連絡等において、「原告の生命又は身体に危害が加えられることが予想される場合など」に、裁判所の訴状審査権（法第 137 条）を根拠に慎重かつ柔軟な対応がされるなどされてきた（例えば、原告に連絡ができる等の相当と認められる場所や前住所、居住地とは異なる住民票記載の住所の記載が認められたり、代理人の事務所所在地を記載することが認められたりすることもある。）ところであり、今後も引き続き、一定の場合には氏名や住所等を秘匿する措置を講じる必要があることも確かである。

したがって、当会としても、秘匿措置の規律を設けること自体は反対しない（ただし、秘匿措置の問題は IT 化とは別の問題であって、IT 化にあわせた性急な判断には反対である。）が、当該規律の内容については、上述の相手方当事者の攻撃防御権への影響を踏まえ、厳格かつ明確な内容にすべきである。

（2）事件類型等の無限定とした秘匿措置の留意点

本追加試案の特徴の一つは、従前の運用にあった「犯罪被害者等の権利行使」というような事件類型ないし主体的限定を付さず、専ら被侵害利益を要件としているということである。

従前は、「犯罪被害者等の権利行使」などの一定の事件類型等というように適用場面自体が限定された中で裁判所が慎重かつ柔軟な対応をすることによって、当事者の生命・身体の保護と攻撃防御権の保障とのバランスがとられてきた。前述した攻撃防御権の重要性に鑑みれば、秘匿措置については、本来は、そうした事件類型等の限定がされて然るべきである。

これに対し、本追加試案は、そうした事件類型等の限定を付さずに、広く民事訴訟一般において秘匿措置を認めるものであるという点で、従前の運用とは質が異なっている。そのように適用場面を広くする中で当事者の攻撃防御権を十分に保障するためには、基本的には、適用要件を厳格にするほかない。この点については、秘匿措置を広範

に認めた上で、相手方当事者の攻撃防御権の保障は不服申立てをもってすれば足りると考える向きがあるが、妥当でない。一般に、攻撃防御活動は、現に判明している情報のみをもって行うものではなく、現に判明している情報を基にさらに調査等を行い、その上で得られた情報も含めて検討・構成していくものである（前述した、氏名や住所等の情報を機に心身の回復状況等が分かるなどの例はその一例である。）。このようにある情報が攻撃防御活動に有益な情報かどうかは、当該情報に実際に接してみなければ分からず、当該情報に自由にアクセスできるということ自体が重要なのであって、不服申立てという事後的な救済措置が認められているから広範な秘匿措置が許容されるものではない。まして、第5の2で予定されている攻撃防御方法に関する不利益を理由とする不服申立ては、単に抽象的な不利益のおそれがあるだけでは認められず、「実質的な」不利益が生ずるおそれという限定が付されているのであるから、そのような場合には、そもそも秘匿措置を認める範囲を厳格にしておく必要がある。また、もし仮に不服申立権が認められていることを理由に広範な秘匿措置が講じられるとすれば、不服申立てによる新たな紛争が多数生じることにもなりかねず、訴訟遅延に繋がること等も強く懸念される。

当事者の攻撃防御権の保障のためには、当事者に全ての情報が与えられる必要があるのが原則であって、その例外たる秘匿措置は、特に本追加試案のように事件類型等の限定をしない場合には、不服申立権の有無にかかわらず、要件自体を厳格かつ明確なものとすべきである。

（3）氏名の秘匿措置と住所の秘匿措置の相違

なお、本追加試案では、秘匿の対象となる情報を法第133条第2項第1号に掲げる事項（氏名や住所等）、識別情報、推知情報の3種類に分類して、当該3種類の情報それぞれについて、訴状や送達場所等の届出、調査嘱託、証人尋問の申出、判決書等のそれぞれの場面で、秘匿措置が認められるべきであるかが検討されているが、法第133条第2項第1号に掲げる事項（氏名や住所等）をさらに細分化して秘匿措置の要件を定めるということまでは行われていない。しかし、一般に、氏名と住所とでは、秘匿の必要性や攻撃防御活動への影響が異なり、例えば、再度のDV被害や性犯罪被害、報復行為のおそれは、住所の開示の方が氏名の開示よりも直接的に生じることとなる。また、攻撃防御活動の観点からしても、氏名が明らかになることによって得られる関連情報は、住所が明らかになることによって得られる関連情報よりも、多岐にわたることが多い。このように氏名の秘匿措置と住所の秘匿措置とは同列に論じることには本来疑義が残るところであって、特に秘匿措置の要件を比較的緩やか・広範に認める考え方をとる場合には、氏名の秘匿措置の当否と住所の秘匿措置の当否とを分けるなどの更に詳細な検討（例えば、住所の秘匿措置は認めるが、氏名の秘匿措置は認められない場合などの検討）も必要であると考える。

2 本文1及び注1について

(1) 「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること」を秘匿措置の要件とすることの問題点

本追加試案では、秘匿措置の要件を、原告又は法定代理人が「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること」とすることが提案されている。

しかしながら、この「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」は抽象的に過ぎ、相手方当事者（被告）の攻撃防御権を過度に制限することになりかねず、妥当でない。訴訟提起に至るような事案においては、訴訟提起前に、当事者間で感情のもつれがあって、時として激しい非難の応酬の結果、当事者の一方又は双方が相手方当事者の対応に不安を感じるということは、しばしばみられることである。本追加試案は、そのような場合を幅広く対象として、秘匿措置を認めようとする趣旨ではないと理解されるが、もし仮に「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」との要件で秘匿措置を認めた場合には、真に保護すべきDV事案や性犯罪事案、暴力団関係事案などだけではなく、ほとんど全ての紛争事案において、「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」があるとして秘匿措置がとられる（つまり、秘匿が原則となる。）とか、安易な秘匿措置の申立てが行われてその後の不服申立てなどによって訴訟遅延が生じるといったことも懸念される。また、本追加試案では、こうした懸念を回避するために「著しい」をもって限定することを意図しているとも思われるが、前述のとおり、秘匿措置が例外的な措置であって、その要件は厳格かつ明確であるべきことからすると、「著しい」といった規範的要件は出来る限り排除することが望ましいと考える。

さらにいえば、本追加試案で提案されている「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」との要件は、法第92条第1項の訴訟記録の閲覧等の制限や家事事件手続法第47条第3項の家事審判事件記録の閲覧等の制限においても用いられている要件であるが、これらと同じ要件を用いるということにも疑問がある。すなわち、法第92条第1項の訴訟記録の閲覧等の制限は、本追加試案で問題となっている当事者間での秘匿措置の問題ではなく、第三者による閲覧等の制限の問題であるところ、攻撃防御権の保障を要する当事者間の秘匿措置とこれとは無関係な第三者による閲覧等の制限とでは、制限の許容性が全く異なる。しかも、法第92条第1項の訴訟記録の閲覧等の制限は、少なくとも現在の実務上は、比較的緩やかに「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」が認められる傾向があり、その点からしても、前述のとおり厳格であるべき当事者間の秘匿措置の要件として妥当であるとは言い難い（なお、当事者間での秘匿措置の規律の新設によって、第三者による閲覧等の制限の判断に悪影響が生じることも懸念される。）。家事事件手続法第47条第3項の家事審判事件記録の閲覧等の制限についても、同項の規定は当事者間の秘匿措置を含むものではあるが、これは家事審判事件（非訟・非公開・職権探知主義等）という特殊性の下で「私生活についての重大な

秘密」について裁判所の裁量をもって実質的判断を行わせることを認めるというものであって、民事訴訟の当事者間の秘匿措置と同列に扱うのは妥当でない。

(2) 「生命・身体の安全が害されるおそれがあること」やその他の要件を秘匿措置の要件とすることの是非

ア 本追加試案は、基本的には、DV 事案や性犯罪事案、暴力団関係事案における被害者の保護を目的としたものであると理解される。そうした目的を達成し、かつ、上述した相手方当事者の攻撃防御権の保障も達成するためには、秘匿措置の要件は、「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること」ではなく、「生命・身体の安全が害されるおそれがあること」とするのが妥当である。前述のとおり、従前における「犯罪被害者等の権利行使」の場合における実質的な秘匿対応も、「原告の生命又は身体に危害が加えられることが予想される場合など」に行われており（最高裁判所事務総局民事局平成17年11月8日付事務連絡等）、その実務運用で大きな問題が生じていなかったことからすれば、事件類型等の制限をしない本追加試案の秘匿措置の要件としては、これと同様（又はより狭い範囲）で問題ないと考える。

イ これに対し、刑事手続との関係を踏まえ、当該手続の要件と揃えるべきであるという考え方があるが、犯罪被害者等の損害賠償命令制度（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律23条以下）において、損害賠償命令に対し異議申立てがなされ、通常の民事訴訟に移行（同法33条）したものが、平成20年12月の同制度導入以降令和2年末までに終結した3284件のうち438件に過ぎないことに鑑みれば、損害賠償命令から移行した場合の特則としてであればともかく、殊更に同制度を前提に、民事訴訟一般の要件を、刑事手続の要件と揃える必要はないと考える（「令和3年度犯罪被害者白書」参照）。

また、「畏怖又は困惑させる行為がされるおそれがある場合」にも秘匿措置を認めるべきであるという考え方もあるが、「畏怖」や「困惑」は抽象的・多義的に過ぎ、また、当事者の主觀に依拠するものであり、厳格かつ明確であるべき秘匿措置の要件としては妥当でない。

ウ 当会においては、「生命・身体の安全が害されるおそれがあること」との要件は限定的に過ぎ、「生命・身体・財産・名誉または社会生活の平穏を害する恐れがある場合」などによるべきであるとの意見もあった。

「財産・名誉または社会生活の平穏」を害するおそれがある場合に秘匿措置を認めるべきであるという考え方は、DV 事案や性犯罪事案、暴力団関係事案における報復行為等が、必ずしも身体等への直接の危害はなくとも、自宅その他の財産に対する行動（例えは、自宅・車の損壊行為や貼り紙行為等）、SNS その他における流布行為（例

えば、性犯罪の被害の事実を実名をもってインターネットで流布する行為)、直接危害を加えないまでも付きまとい続ける行為等がされることもあり得るため、これらの場合も秘匿措置を講じて当事者を保護すべきであるというものであると理解され、その保護の必要性自体はそのとおりである。

もっとも、前述のとおり、事件類型等を限定せずに秘匿措置を認める本追加試案においては、秘匿措置の要件は厳格かつ明確であるべきであって、極めて多種多様なものが存在する財産や規範的要素を含む名誉や社会生活の平穏を広く秘匿措置の対象(被侵害利益)とした場合に、当事者の攻撃防御権への過度の制限となるおそれがあることには十分に留意しなければならない。

また、DV 事案や暴力団関係事案はもとより、それ以外の事案(例えば、性犯罪事案やその他の重大な危害・不法行為事案)においても、当事者の攻撃防御権を制限しても秘匿すべき「財産・名誉または社会生活の平穏」があるような場合には、多くは「生命・身体の安全が害されるおそれがあること」もまた認められるのであって、「財産・名誉または社会生活の平穏を害するおそれ」を「生命・身体の安全が害されるおそれ」とは別個独立の要件として認める必要性については疑問が残る。

これに対しては、例えば、性犯罪事案において、氏名が明らかになった場合に、SNS での誹謗中傷など名誉や社会生活の平穏が害する行為が行われるおそれがあるような場合には、「名誉または社会生活の平穏を害するおそれ」を要件としておかなければ、性犯罪被害者を保護できないとの懸念があるのかもしれない。しかし、過去に性犯罪の被害を受けた者において、「名誉または社会生活の平穏を害するおそれ」があるといえる場合には、少なくとも相当程度には、「生命・身体の安全が害されるおそれ」があるとはいえるはずである。

むしろ、こうした SNS での誹謗中傷のおそれなどを前提として、しかも、事件類型等の限定もせずに秘匿措置を認めるとした場合には、昨今の世の中においては、およそあらゆる事件においてこうした誹謗中傷のおそれは少なくとも抽象的にはあるのであるから、秘匿措置が認められることが原則であるということにもなりかねない。また、そのように広範に秘匿措置が認められるような場合には、これに対する不服申立てもまた多数行われることとなり、訴訟遅延にも繋がりかねない。こうした点にも鑑みれば、秘匿措置については、その要件を「生命・身体の安全が害されるおそれがあること」と限定的に定めた上で、あとは従前と同様に、その要件の範囲内において解釈及び実務運用に委ねるのが、合理的かつ妥当である。

3 注 2について

前項で述べたとおり、秘匿措置は、あくまでも例外的な措置であって、その範囲は、一般的に秘匿措置を認める必要性が高いと具体的に認められる範囲に限定すべきである。

原告及び法定代理人以外の者の保護については、親族の保護が次いで重要であるとい

う事案もあれば、恋人・友人等の保護が次いで重要であるという事案、職場の保護が次いで重要であるという事案もあるなど、その保護の必要性は事案によって様々である。そうした中で、原告及び法定代理人の親族のみを明文をもって秘匿措置の対象とする必要性・合理性があるとは言い難い。

また、この点については、そもそも、原告又は法定代理人に「生命・身体の安全が害されるおそれ」が認められないにもかかわらず、その親族には「生命・身体の安全が害されるおそれ」があるという場合が存在するのか、存在するとしてどの程度存在するのかも疑問である。例えば、被告が、原告本人に直接危害を加えると自身の犯行であるから、原告本人ではなくその親族に危害を加えるなどという脅しを行ったというような場合が、これに当てはまるのかもしれないが、そのような場合であっても、原告本人の「生命・身体の安全が害されるおそれがある」と判断することは可能（そもそも、「生命・身体の安全が害されるおそれがある」は、単にいままさに急迫のおそれがあるという場合だけでなく、現在は刑務所に収監されているが出所後に報復行為がされるおそれがあるなどといった将来のおそれにも認められるなど、合理的な範囲では認められるべきものである。）なのであって、注2のように、原告に保護の必要性がない場合にまで親族のみの保護を理由とした秘匿措置を認める必要はない。

4 注3について

繰り返し述べているとおり、秘匿措置は例外的な措置であって、その範囲は厳格に考えるべきところ、識別情報や推知情報について相手方当事者に知られたくない場合には、原告において、その記載をしなければよいのであるから、識別情報や推知情報には秘匿措置を認めるべきではない。

そもそも、識別情報や推知情報については、氏名や住所とは異なり、現行法においても、必ずしも訴状に記載する必要のない情報である。それにもかかわらず、原告が敢えて訴状にその記載をするということは、原告自身が攻撃防御に必要な情報と考えているはずであって、そうであれば、相手方当事者（被告）の攻撃防御権の保護のためには、当然、その情報が共有されるべきである。

5 本文2乃至6について

（1）2について

送達等のために原告表示書面の提出を求めるることは必要かつ合理的である。

（2）3について

訴状において、原告氏名に変わる表示を行うこと（Aなどの記号を用いること）は必要かつ合理的である。

(3) 4について

秘匿措置の実効性を確保するためには、秘匿の決定前には原告以外の者は閲覧等で
きないこととすべきである。

(4) 5について

秘匿措置の決定がされた場合には、原告表示書面以外の原告の氏名・住所等が記載さ
れた書面も閲覧等できないとすべきであり、妥当である。

(5) 6について

秘匿措置の決定がされた場合には、訴状には、氏名・住所等の記載はされないことと
なるため、みなし規定を置くことは妥当である。

第2 送達場所等の届出における秘匿措置

送達場所等の届出における秘匿措置として、次のような規律を設けるものとする。

- 1 法第104条第1項の届出に係る当事者又は法定代理人の送達を受けるべき場所及び送達受取人が記載された部分が相手方に閲覧されることにより、当該当事者若しくは当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該送達を受けるべき場所及び当該送達受取人を当該当事者以外の者に秘匿することができる
 - 2 1の申立てでは、法第104条第1項の届出に係る当事者又は法定代理人の送達を受けるべき場所及び送達受取人その他最高裁判所規則で定める事項のみを記載した書面（3、4及び第6において「当事者送達場所等届出書面」という。）を裁判所に提出してしなければならない。
 - 3 1の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該当事者以外の者は、当事者送達場所等届出書面の閲覧等をすることができない。
 - 4 1の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、当該当事者以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等をすることができない。
 - (1) 当事者送達場所等届出書面
 - (2) 当事者送達場所等届出書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面その他の書面
- (注) 本文の規律に加えて、届出に係る通知アドレスを秘匿措置の対象とする規律を設ける考え方がある。

【意見】

- 1 本文1について
送達場所等の届出における秘匿措置の規律を設けることには反対しない。ただし、秘匿措置の要件としては、第1で述べたとおり、「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること」ではなく、「生命・身体の安全が害されるおそれがあること」とすべきである。
- 2 本文2乃至4について
いずれも賛成する。
- 3 注について
賛成する。

【理由】

- 1 本文1について
訴訟における秘匿措置の必要性及びあるべき秘匿要件については、第1で述べたとお

りである。

2 本文2乃至4について

第1で述べたことと同様である。

3 注について

通知アドレスも、アドレス名等によっては個人の特定等に繋がりうるものであるため、
秘匿の対象とすることは妥当である。

第3 調査嘱託における秘匿措置

調査嘱託における秘匿措置として、次のような規律を設けるものとする。

- 1 法第186条の嘱託に係る調査結果の報告に係る書面中法第133条第2項第1号に掲げる事項又は法第104条第1項に規定する当事者若しくは法定代理人の送達を受けるべき場所若しくは送達受取人を識別させることとなる情報又は当該情報を推知することができる情報が記載された部分（2、3及び第6において「当事者識別推知情報記載部分」という。）が相手方に閲覧されることにより、法第133条第2項第1号に掲げる事項が記載された部分に記載された者又は当該当事者若しくは当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、裁判所は、当該当事者の申立てにより又は職権で、当事者識別推知情報記載部分を当該当事者以外の者に秘匿することができる。
 - 2 1の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該当事者以外の者は、法第186条の嘱託に係る調査結果の報告に係る書面（申立てにおいて特定された当事者識別推知情報記載部分に限る。）の閲覧等をすることができない。
 - 3 1の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、当該当事者以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等をすることができない。(1)の部分は、証拠とすることができない。
 - (1) 法第186条の嘱託に係る調査結果の報告に係る書面（決定により特定された当事者識別推知情報記載部分に限る。）
 - (2) (1)の書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面その他の書面
- （注）本文と同様の秘匿措置の規律を適用すべき書面の範囲を送付嘱託（法第226条）に基づく送付に係る文書及び文書提出命令（法第223条第1項）に基づく提出に係る文書等に拡張するなど、その範囲については、引き続き検討する。

【意見】

1 本文1について

調査嘱託に関する秘匿措置の規律を設けることには、以下の条件が満たされるのであれば、反対しない。

秘匿措置の要件は、第1で述べたとおり、「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること」ではなく、「生命・身体の安全が害されるおそれがあること」とすべきである。

また、訴状の送達前の調査嘱託においては、法133条2項1号に掲げる事項、識別情報及び推知情報の全てを対象に、当事者の申立て又は職権により秘匿措置を講じることが出来ることとし、訴訟送達後の調査嘱託については、法133条2項1号に掲げる事項及び識別情報に限り、秘匿措置を講じることが出来るとすべきである。

2 本文2及び3について

賛成する。

3 注について

文書送付嘱託・文書提出命令について引き続き検討することは賛成であるが、法133条2項1号に掲げる事項及び識別情報に限って秘匿措置を認めるとの方向で検討すべきである。

4 その他

①複数当事者訴訟における規律を置くべきであるとの意見、②訴状が誤って被告の居住地に転送された場合（送達報告書に被告の現住所が記載されることになる。）に関する規律を置くべきであるとの意見もあった。

【理由】

1 本文1について

（1）訴訟における秘匿措置の必要性及びるべき秘匿要件

第1で述べたとおりである。

（2）訴状送達前の調査嘱託について

例えば、DV事案の加害者とされている者などが、被害者とされている者の住所等が分からぬことから、住所不明として訴状を提出し、調査嘱託を申し立てることによって、その住所を明らかにしようとすることが考えられるが、こうした調査嘱託は訴状の送達前に行われることから、調査嘱託の結果について、被害者とされている相手方当事者（被告）が第1のような秘匿措置の申立てを行うことが出来ない。そのため、このような場合の調査嘱託については、裁判所において、申立て又は職権で秘匿措置を認める必要がある。

秘匿の対象については、第1で述べたとおり、訴状においては、識別情報及び推知情報を秘匿措置の対象とする必要はないが、調査嘱託においては、識別情報及び推知情報を秘匿措置の対象とすることが考えられる。

すなわち、第1で述べたとおり、訴状においては、原告は、識別情報や推知情報を必ずしも記載する必要はなく、その記載の要否・当否を自ら判断することが出来るため、敢えて秘匿措置の規定を設ける必要はないと考えられる。これに対し、調査嘱託の場合には、当事者は、嘱託先からの回答内容を事前把握できず、場合によっては嘱託先から本人の特定に繋がり得るような情報が記載された報告書が裁判所に送付されることがあり得る。しかし、本項で予定している訴状送達前の調査嘱託において必要とされる情報があくまでも氏名・住所等であることに鑑みれば、これに付随して得られた本人の特定に繋がり得る情報を加害者（とされている者）が認識する必要性はない。したがって、

本項で予定している訴状送達前の調査嘱託については、識別情報及び推知情報を含めた広範囲での秘匿措置が認められるのが妥当である。

（3）訴状送達後の調査嘱託

これに対し、訴状送達後に行われる調査嘱託は、訴状送達前に行われる調査嘱託とは異なり、当事者の攻撃防御方法との関係において嘱託の必要性があるとの判断の下で実施されるものであり、その回答内容（報告書等の記載内容）は、基本的には、当事者の攻撃防御にとって必要な内容であるはずである。したがって、その回答内容については、基本的には秘匿措置が講じられるべきではない。

もっとも、嘱託先からの回答内容は、訴状送達前の調査嘱託と同じく、当事者は事前把握できず、かつ、当事者がコントロールできるものではないため、想定外の事実が記載される可能性もあり、その中には、訴状等において秘匿措置が講じられている情報（氏名、住所等）が記載されていることも考えられる。そのため、嘱託先からの報告書等についても、少なくとも法第133条第2項第1号に掲げる事項について秘匿措置が講じられる必要がある。のみならず、訴状等においては、当事者が識別情報や推知情報を記載するかどうかを自ら選択できるのに対し、嘱託先からの回答内容ではそのようなコントロールが出来ないことに鑑みれば、秘匿措置の実効性を担保するためには、嘱託先からの報告書等については、訴状等よりも広い範囲で秘匿措置を講じることも必要かつ合理的である。

これに対し、推知情報については、「推知」自体が定義上その範囲が不明確であり、当事者の攻撃防御権を過度に制限するおそれがあるため、原則どおり、秘匿措置は認めるべきではない。本追加試案では、通院している病院名や子が通う学校名などが推知情報とされているが、当事者を推知させる情報は多岐に亘り、それこそ、近隣（近隣の意味も不明確であるが）の地域名や道路名、施設名、史跡名などの固有名詞と一般名詞（例えば公園や学校など）を組み合わせることで当事者の概ねの所在地が特定できることは、よくあることである。特に、民事訴訟に至るような場合には、もともと、当事者間で何らかの基礎情報が共有されていることも少なくない（例えば、DV事案であれば本人の氏名や本籍地、家族・親族・友人の氏名・住所等、性被害事案や暴力団関係事案であれば被害等の現場など）ことから、それらと組み合わせることによって当事者の特定に至る推知情報は相当数に及ぶと思われる。前述のとおり、調査嘱託は、嘱託の必要性があることを前提として実施されるものであり、その回答内容（報告書等の記載内容）は、基本的には、当事者の攻撃防御にとって必要な内容であるにもかかわらず、推知情報であることを理由に、その回答内容の多くがマスキング等されるというのは、相手方当事者の攻撃防御権に対する過度な制限と言わざるを得ず、秘匿措置の対象に推知情報は含むべきではないと考える。

2 本文2及び3について

第1で述べたことと同様である。

3 注について

文書送付嘱託や文書提出命令については、顕出のみで証拠とされる調査嘱託とは異なり、当事者による書証の申出がなければ証拠とされないという相違点はあるものの、相手方当事者が閲覧謄写できるという点や、嘱託先や命令先から開示される資料の内容を当事者がコントロールできないという点においては、調査嘱託と同様である。したがって、秘匿措置の実効性を担保するという観点からは、文書送付嘱託や文書提出命令についても、秘匿措置を講じる方向で検討すべきである。もっとも、秘匿の対象については、1(3)で述べた訴状送達後の調査嘱託と同様に解すべきである。

第4 証人尋問の申出における秘匿措置

証人尋問の申出における秘匿措置として、次のような規律を設けるものとする。

- 1 法第180条第1項の申出（証人の尋問に係るものに限る。2において同じ。）に係る書面中証人が記載された部分が相手方に閲覧されることにより、当事者又は法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該証人を当該当事者及び当該証人以外の者に秘匿することができる。
 - 2 1の申立ては、法第180条第1項の申出に係る書面中証人その他最高裁判所規則で定める事項のみを記載した書面（3、4及び第6において「証人尋問申出書面」という。）を提出してしなければならない。
 - 3 1の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該当事者及び当該証人以外の者は、証人尋問申出書面の閲覧等をすることができない。
 - 4 1の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、当該当事者及び当該証人以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等をすることができない。
 - (1) 証人尋問申出書面
 - (2) 証人尋問申出書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面その他の書面
- （注1）本文の規律（証人の氏名等が当事者又は法定代理人の推知情報又は識別情報に当たる場合の規律）に加えて、証人自身について本文1の事由がある場合にも、証人の氏名等を相手方に秘匿したまま、その証言を証拠とすることができる規律を設ける考え方がある。
- （注2）本文及び（注1）の規律に加えて、書証の申出（法第219条）として提出する文書の原本中の作成名義人が記載された部分を相手方に秘匿したまま、その部分を証拠とすることができる規律を設ける考え方がある。

【意見】

1 本文1について

証人尋問の申出における秘匿措置の規律を設けることには反対しない。また、秘匿措置の要件についても、第1で述べたとおり、「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること」ではなく、「生命・身体の安全が害されるおそれがあること」とすべきである。

なお、証人については、氏名の秘匿は認められないとすべきであるとの意見もあったことから、更に慎重に検討すべきである。

2 本文2乃至4について

賛成する。なお3及び4の「証人尋問申出書面」は「証人尋問申出書面（証人の氏名に

係るものを除く。)」とすべきであるとの意見もあった。

3 注1について

証人自身の保護を理由として秘匿措置を認めるとの考え方については、賛否両論があつたことから、更に慎重に検討すべきである。

4 注2について

書証の申出について、相手方当事者が作成の真正を争う場合にまで、作成名義人を秘匿した書証の形式的証拠力を認める旨の規定をおくことには反対である。

【理由】

1 本文1について

法第180条第1項の証拠の申出の一つである証人尋問の申出（法第190条）においては、裁判所が証人を呼び出すことができる程度に証人を特定する必要があると考えられており、通常は、証人の氏名及び住所により特定されている。本文1は、この証人尋問の申出において、証人の氏名や住所を秘匿することによって当事者の保護を図ろうとするものであるところ、DV事案や性犯罪事案、暴力団関係事案などの秘匿措置の必要性が高い事案では、当事者本人と証人との間に密接な関係性があること（例えば、証人が当事者本人の家族や勤務先の同僚である場合など）が少なくなく、そのような場合に証人に関する情報が相手方当事者に知られたときは、当事者本人の「生命・身体の安全が害されるおそれ」がある。そのため、秘匿措置の実効性を担保するためには、証人尋問の申出における証人の秘匿を認める必要がある。

他方で、第1でも述べたとおり、氏名や住所等の情報を機に収集し得る関連情報は多岐にわたり、かつ、それらの関連情報が攻撃防御活動に資する場合が少なくないところ、これは証人尋問においても同様である。すなわち、証言については、証人の氏名及び住所等を含むあらゆる情報を手がかりとしてその信用性を争う権利が保障されるべきであり（憲法32条の裁判を受ける権利には、手続保障を含むのが通説である）、証人の氏名や住所等も証言の信用性に関わる事項であるから、その秘匿には慎重であるべきである。また、相手方当事者への証人の氏名などの秘匿は、事実と異なる証言を誘発するおそれや本来証人となり得ない者が証人申請されるなどのおそれがあり、公正な裁判という観点からも問題がある。そして、これらの問題が、事後的な不服申立てによって解消しきれない問題であることも、前述のとおりである。

そこで、証人については、以上のような秘匿の必要性と手続保障の必要性とのバランスをとるという観点から、慎重な検討が必要である。

なお、秘匿措置自体は認めるものの、最低限の本人確認情報である氏名については、不服申立ての機会の有無にかかわらず、そもそも秘匿を認めないこととするべきであると

の強い意見があった。

なお、秘匿の要件については、第1で述べたとおりである。

2 本文2乃至4について

第1及び前項で述べたのと同様である。

3 注1について

第1で詳論したとおり、本追加試案における秘匿措置は、DV被害等の特定の事案において、訴訟を提起することによって被害者(とされている者)の氏名や住所等が加害者(とされている者)に判明し、更なる被害が発生するおそれがあることから、例外的にこれを防止しようとするものである。また、前項でも述べたとおり、証言については、証人の氏名及び住所等を含むあらゆる情報を手がかりとしてその信用性を争う権利が保障されるべきものであり(憲法32条の裁判を受ける権利には、手続保障を含むのが通説である)、証人の氏名や住所等も証言の信用性に関わる事項であるから、これに対する広範な秘匿措置は、相手方当事者の攻撃防御権への看過しがたい影響を生じさせる。

注1で検討されている考え方は、証人が「生命・身体の安全が害されるおそれがあること」(等)を理由に秘匿措置を認めるべきかどうかという問題であって、本追加試案で提案されている秘匿措置とは趣旨を全く異にしているとして、証人に対する秘匿措置に強く反対する意見もあった。

一方、証人尋問という手続きに関する措置として、証人の法益を保護する必要性はあるとして、要件を厳格にするなどの検討を必要としたうえで、これに賛成する意見もあった。

4 注2について

書証の作成の真正は、立証の根幹に関わる問題であり、相手方当事者にはこれを争う機会が常に与えられる必要がある。相手方当事者がこれを争おうとしている場合に、作成名義人が秘匿されているにもかかわらず形式的証拠力を認めることは、相手方当事者の手続保障の観点から許されないというべきである。

なお、現在の実務においては、個人情報等を相手方当事者に秘匿する必要がある場合に、その部分をマスキングした上で証拠の申出を行い、相手方当事者が作成の真正を争わなければ、そのまま採用、取り調べられるということが行われているが、書証の作成の真正の本来の重要性に鑑みれば、こうした実務対応で足りるとの意見もあった。

第5 不服申立て

第1から第4までの各秘匿措置に関する不服申立てについて、次のような規律を設けるものとする。

1 秘匿措置の取消し

(1) 要件の欠缺による取消し

ア 第1から第4までの秘匿措置の決定により特定された部分の閲覧等をしようとする当事者及び第三者は、訴訟記録の存する裁判所に対し、その要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、その取消しの申立てをすることができる。

イ アの取消しは、当該取消しの申立てに係る者以外の者に対してもその効力を有する。

(2) 除外事由による取消し

ア 第1から第4までの秘匿措置の決定により特定された部分の閲覧等をしようとする当事者は、訴訟記録の存する裁判所に対し、これにより自己の攻撃又は防衛に実質的な不利益を生ずるおそれがあることを疎明して、その決定の取消しの申立てをすることができる。

イ アの取消しは、当該取消しの申立てに係る者に対してのみその効力を有する。

アの取消しが全ての当事者に対してその効力を生ずることとなるときは、第三者に対してもその効力を生ずる。

(3) 裁判所は、(1)及び(2)の取消しの申立てについて裁判をするときは、当該取消しの申立てに係る秘匿措置の決定により特定された者の意見を聴かなければならぬ。

(4) 第1から第4までの秘匿措置の決定を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。

2 即時抗告

(1) 第1から第4までの秘匿措置の申立てを却下した裁判並びに1(1)及び(2)の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(2) 裁判所は、1(1)及び(2)の取消しの申立てを却下した裁判に対する即時抗告について裁判をするときは、当該取消しの申立てに係る秘匿措置の決定により特定された者の意見を聴かなければならない。

(注) 本文の規律に加えて、本文1(2)の取消しの裁判が効力を生じたとき（イ後段の場合を除く。）は、当事者、法定代理人、訴訟代理人又は補佐人は、その取消しにより知り得た情報を、その訴訟の追行の目的以外の目的のために利用し、又は他の者に開示してはならないとの規律を設ける考え方がある。

【意見】

1 本文1について

賛成する。なお、要件取消しの申立権者に、当事者のみならず第三者も含めるべきかについて賛否両論があったことから、更に慎重に検討すべきである。

2 本文2について

賛成する。

3 注について

目的外利用の禁止の規律を設けること自体には反対しないが、閲覧等の制限の決定に伴う当事者の公法上の義務と同様に、正当な理由等による例外を認める必要があるかどうかを更に慎重に検討すべきである。

【理由】

1 本文1（1）について

第1で述べたとおり、法第133条第2項第1号に掲げる事項（氏名や住所等）を含む当事者の情報は、相手方当事者の攻撃防御活動に深く関わるものであり、相手方当事者の攻撃防御権を保障するためには、不服申立ての規律が必要である。

要件取消しの申立権者に、当事者のみならず第三者も含めるべきかについては賛否両論があった。この点については、訴訟記録の閲覧等は法92条の場合を除き第三者にも認められることが原則であること、本追加試案による秘匿措置が第三者にも及ぶものであること、当該秘匿措置の要件が満たされない場合には第三者に対しても秘匿する必要がなく、むしろ、原則どおり第三者が閲覧等することが出来るとするのが公開原則の趣旨にもかなうこと、秘匿措置の要件を満たさないにも関わらず第三者の閲覧等を禁止する必要がある場合には法92条の閲覧等の措置を講じれば足りること等から、第三者を含めるべきであるとの意見があった。

一方、秘匿措置は、被告がどのような者か（DV・犯罪の加害者、暴力団（員））という主体の属性に基づくことが想定されており、第三者に、原告の保護利益を上回る、取消しを求めるべき利益はないといえること、また、即時抗告に関して、即時抗告可能とした上で相手方当事者の意見を聴く機会を保障すべきと考え、第三者に広く取消権を認めたのでは、対応する当事者の負担が問題となってくることなどから第三者を含めるべきでないとの意見もあった。

2 本文1（2）について

不服申立ての規律が必要であることは前項で述べたとおりである。

不服申立権者については、攻撃防御方法への支障を理由に秘匿措置を取り消す場合といえども、全ての当事者間で秘匿措置を取り消す場合には、第三者との間でも秘匿措置を継続する必要はない（第三者との関係においては、必要があれば、別途閲覧等の制限を申

し立てるべきである。）ことから、第三者に対しても取消の効力を認めてよいと考える。

なお、攻撃防御上の実質的不利益として補足説明に挙げられている事項について、以下のような意見があった。

① 氏名の秘匿と識別困難性

原告の氏名を秘匿する必要があるような事案においては、一般に、被告は元々原告の氏名を知らないはずであるから、当事者の氏名等を閲覧することができたからといって、被告にとっての原告の識別性がどの程度向上するのかについては疑義があることに照らし、取消しを認めなくても攻撃防御上の実質的な不利益は生じないとの指摘がある。しかしながら、このような決めつけは危険であって、これでは氏名秘匿はほぼ取り消されないことになってしまいかねない。原告が、被告が自らの氏名を知っているかを必ずしも把握していない場合もあるし、場合によっては、被告が氏名を知っているのに、あえて原告が訴状で秘匿して提訴する場合も考えられなくもない。

なお、原告の識別性を向上させる原告の氏名以外の他の情報を原告が開示することによって、原告の氏名の開示を免れる余地はあるものと考える。

② 住所の秘匿と管轄違い

被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所にしか管轄がない場合において、被告が応訴管轄を成立させるときは、管轄違いの問題は生じないと考えられる。他方、被告が応訴管轄を成立させず、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所への移送を申し立てるときは、被告自ら、管轄が分かる範囲で被告の住所の一部を開示して申し立てこととなると考えられる。そうすると、管轄違いに関する攻撃防御上の実質的な不利益を理由とする取消しの問題は生じない可能性も考えられる。

③ 秘匿措置が執られた者の敗訴と既判力

原告の氏名について秘匿措置がとられた場合において、原告が敗訴したときは、勝訴した被告が既判力の及ぶ主觀的範囲を具体的に知り得るように、原告の氏名を知らせなければ、既判力に関する攻撃防御上の実質的な不利益が生じうるものと考える。すなわち、前訴被告が、後訴原告から後訴を提起された場合において、後訴被告が前訴原告と後訴原告が同一であることを理由に前訴判決の既判力が後訴に及ぶことを主張する一方で、後訴原告が自己と前訴原告との同一性を争うときは、前訴原告の氏名等が既判力の有無の判断に関わる余地がないではないから、既判力に係る判断が職権調査事項であることを考慮しても、既判力に係る攻撃防御権の保障の観点から前訴原告の氏名を後訴被告に知らせる必要がある可能性は考えられるところである。

もっとも、後訴裁判所は、後訴原告に係る氏名以外の識別情報に関する資料を提出させ、これを前訴の訴訟記録中の前訴原告に係る氏名以外の識別情報に関する資料と照

合することや、前訴に係る訴訟記録の存する裁判所に調査の嘱託をし、前訴原告の氏名及び住所の情報との一致又は不一致の回答を得ることなどにより（なお、前訴段階と住所や氏などが変わる可能性もあることに注意を要する）、後訴原告と前訴原告との同一性について攻撃防御を尽くさせることもできるとも思われる。そのため、このような手段をとってもなお、その既判力の及ぶ主観的な範囲について判断ができない場合にはじめて、攻撃防御上の実質的な不利益があるものと判断されるべきと考える。

④ 当事者識別推知情報記載部分の秘匿と情報の種類を知る機会の保障

前述のとおり、そもそも推知情報については秘匿措置が認められるべきではない。

3 本文1（3）及び（4）並びに本文2について

いずれも秘匿措置の実効性を担保するためには方法として合理的である。

4 注について

攻撃防御方法の不利益を理由として秘匿措置の取消が認められた場合には、当該当事者間以外においては依然として秘匿措置が有効であることから、閲覧等の制限の決定に伴う当事者の公法上の義務と同様に、目的外使用を禁止する旨の規律を設けること自体は反対しない。しかしながら、本追加試案による秘匿措置が広く民事訴訟一般に適用されるものであることからすると、例えば、多数人に共通する事実上及び法律上の原因に基づく請求権の存在を争う（他地裁での）同種事件において、秘匿措置の対象とされた事実（推知情報が対象とされた場合は特に）が他の同種訴訟の攻撃防御方法においても意味を有する場合があり得る（例えば、特定の病院に受診歴があることが当該事案の共通した特徴となっている場合など）。したがって、正当な理由等による限定を含めた検討をさらに行う必要がある。

第6 判決書における秘匿措置

判決書における秘匿措置については、第1から第4までの秘匿措置の決定の効果として、次のような規律を設けるものとする。

1 裁判所は、判決書に【、法第253条第1項第5号に掲げる事項として】、次に掲げる書面に基づく記載をしてはならない。

(1) 原告表示書面

(2) 当事者送達場所等届出書面

(3) 法第186条の嘱託に係る調査結果の報告に係る書面（決定により特定された当事者識別推知情報記載部分に限る。）

【(4) 証人尋問申出書面】

2 第1の1の決定により特定される部分が氏名又は名称にわたるときは、法第253条第1項（第5号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、判決書に原告代替呼称を記載しなければならない。

3 第1の1の決定があったときは、判決書に法第253条第1項第5号に掲げる事項のうち当該決定により特定される部分の記載がなくとも、その記載があるものとみなす。

【意見】

1 本文1について

判決書において秘匿措置の規律を設けることには反対しないが、その秘匿の範囲は、法第253条第1項第5号に掲げる事項としての記載に限定すべきではない。また、「(4) 証人尋問申出書面」については、省略しないこととすべきである。

2 本文2及び3について

賛成する。

3 その他

第5の不服申立てについては、判決書における秘匿措置にも同様に適用されるとすべきである。

【理由】

秘匿措置の必要性等は第1で述べたとおりであり、その実効性を担保するためには、判決書においても然るべき秘匿措置を講じる必要がある。

この点について、秘匿措置の対象を本文1【】のように法第253条第1項第5号に掲げる事項としての記載に限定すると、秘匿されている情報が判決文の主文や事実、理由に記載され得ることになるが、そうすると、訴状等において秘匿措置により秘匿した意味が実質的に失われることにもなりかねない。したがって、秘匿措置により秘匿されている情報につ

いて、主文、事実及び理由を含む判決書全体に記載すべきではないと考える（なお、その観点からしても、秘匿措置の対象については、第4までで述べたとおり、そもそもの秘匿措置の要件や対象は厳格に考えるべきである。）。

ただし、訴訟終結前に不服申立てにより攻撃防御権の保障を図られることが必要なのと同様に、判決書の内容についても上訴権の保障（判決に理由を付せず、又は理由に食い違いがあることは、絶対的上告理由とされている（法第312条第2項第6号）。）が必要となるため（ただし、実際に、判決に理由を付していないかどうか、理由に食い違いがあるかが具体的にどのような場合に生じるかは、疑義がないではないが）、第5と同様の不服申立ての規律を設けるべきである。

第7 その他

民事訴訟手続以外の手続についても、必要に応じ、第1から第6までに準ずる秘匿措置の規律を設けるものとする。

(注1) 法が原則として準用される民事執行手続については、第三債務者等の債権者及び債務者以外の者があることを踏まえて、第1から第6までに準ずる秘匿措置の規律を設ける。

(注2) 法が原則として適用される人事訴訟手続については、第1から第6までの規律を適用することについて検討する。

(注3) 家事事件手続については、既存の制度（家事事件手続法第47条第4項、第254条第3項等）があることを踏まえて、第1から第6までに準ずる規律を設けるのかどうか等を検討する。

【意見】

民事訴訟法において秘匿措置の規律を設ける場合に、民事訴訟手続以外の手続についても秘匿措置の規律を設けるかどうかを含めて検討することには賛成する。ただし、各手続においては、民事訴訟手続と異なる特有の関係者等が存在したり、基本的な手続構造（当事者主義か職権主義か、手続が予定している手続保障の程度など）が異なったり、あるいは各手続に秘匿措置に関する既存の制度が設けられている場合があり、既存制度との整合性は慎重に検討すべきである。

【理由】

民事訴訟法における秘匿措置の実効性を担保するために、また、今回の検討を機として、民事訴訟手続以外の手続について検討することは有益であるが、それぞれの手続特有の制度等もあることから、その特徴を踏まえ慎重に検討する必要がある。

(注1) の民事執行手続については、一口に第三債務者といつても、金融機関の場合もあれば、債務者の貸借人のように訴訟当事者と近い関係者の場合もあるなど多種多様であり、それぞれの性質を踏まえた検討を十分に行った上で、規律を設ける必要がある。なお、民事執行手続における秘匿措置については、債権者の氏名等が秘匿された場合に第三債務者が債権者からの取立てに事実上応じないおそれがあるという問題や、債務者の氏名等が秘匿された場合に対象財産の特定や財産開示手続に支障が生じるという問題、第三債務者に秘匿情報が開示された場合の第三債務者の守秘義務の問題等があるとの意見があった。

(注2) の人事訴訟についても、職権探知主義を含め、人事訴訟手続特有の制度が設けられている上、別途、閲覧等を制限する定めも設けられている（人訴法35条2項）ことから、その特徴を踏まえた検討を十分に行った上で、規律を設ける必要があるかどうかも含めて慎重に検討すべきである。

(注3) の家事事件手続についても、第1でも述べたとおり、非訟・非公開・職権探知主義が採用されている上、別途、閲覧等を制限する定めも設けられている（家事事件手続法4

7条4項及び5項、家事事件手続法254条3項) ことから、その特徴を踏まえた検討を十分に行った上で、規律を設ける必要があるかどうかも含めて慎重に検討すべきである。

以上